

税

問合せ先 税務課

市税の納付

7月31日(木)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市府民税第1期分、軽自動車税(種別割)全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。
なお、市税の納付には口座振替の利用が便利です。

■納期限内に納めないと…督促状(1通80円の手数料を徴収)により納付を促します。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増え負担が増えることとなります。

■滞納が続くと…納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産(不動産、給与、預貯金など)を調査のうえ、差押さえし、換価(公売・取立)するなどの滞納処分を行うこととなります。しかし、これらの滞納処

分は最終手段です。このようなことにはならないよう、市税は納期限内に納付しましょう。

■滞納処分の状況(件)

| 処分内容 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|
| 差押 | 不動産 | 26 | 32 | 53 |
| | 預貯金など債権 | 560 | 577 | 595 |
| 交付要求 | | 90 | 91 | 104 |
| 抵当権の設定 | | 0 | 0 | 0 |
| 公売 | 不動産 | 0 | 0 | 1 |
| | 動産 | 10 | 3 | 0 |



税務署からのお知らせ

「所得税の予定納税(第1期分)」

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。

対象となる人へは、6月中旬頃に書面またはe-Taxメッセージボックス(電子通知を希望した人のみ)を確認してください。また、予定納税は振替納税(※)の対象ですので、利用してください。

(※)…前に税務署へ届け出た預貯金口座から自動引落としにより納付手続が完結します。

問合せ先 泉佐野税務署

(☎462・3471)



▶キャッシュレス
納付の納付手続

納税協会からのお知らせ

「はじめての複式簿記(入門編)」

この教室は、泉佐野税務署と共催で、初めて簿記を学ぶ個人事業者の人を対象に、簿記の基礎知識と複式簿記での記帳に至るまでを4回に分けて開催します。

経営の充実および青色申告特別控除55万円(65万円)適用のためにも、複式簿記での記帳を学ぶことをお勧めします。

日時 9月2日(火)・5日(金)・9日(火)・12日(金)午後1時～4時
対象 個人事業者(事業専従者を含む)
定員 30人(先着順)

講師 (株)NKサポート派遣講師
教材費 2,640円
場所・申込・問合せ 7月4日(金)～8月8日(金)に電話、eメール

zumi@nknk.net.
co.jp) またはホームページ
で(公社)泉佐野納税協会(☎462・0634)へ



▶(公社)泉佐野
納税協会ホームページ

広告

国民健康保険

問合せ先 国保年金課

高齢受給者証の更新

70歳～74歳までの国民健康保険に加入の人（後期高齢者医療被保険者の人は除く。）には、「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。8月1日（金）以降有効の高齢受給者証は7月中に送付します。（更新手続きは不要）

※来年7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで有効

来々年8月1日以降はマイナ保険証または資格確認書・資格情報のお知らせでの対応となり、高齢受給者証の交付はありません。

限度額適用認定証

国民健康保険に加入しており次の①～③に該当する人は、申請により「限度額適用認定証」（住民税非課税の国保世帯に属している人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）が交付されます。

① 70歳未満の人

② 70歳以上で住民税非課税の国保世帯に属している人

③ 70歳以上の現役並み所得者で所得区分Ⅰ（課税所得14.5万円以上38.0万円未満）または所得区分Ⅱ（課税所得38.0万円以上69.0万円未満）に該当する人

※後期高齢者医療被保険者の人は除きます。また、国民健康保険料の滞納がある場合は、原則として交付することができません。

医療機関に認定証等を提示することにより、ひと月の一医療機関（入院・外来・歯科はそれぞれ別計算）での自己負担が限度額までとなります。

現在交付している認定証の有効期限が7月31日（休）です。8月以降医療機関に提示する場合は新たに申請が必要です。更新の申請は7月1日（火）から受け付けます。（郵送可）

※マイナ保険証を利用することで事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるため申請は不要（1年以内に90日以上入院している場合は除く）です。

国民健康保険 若年者基本健診

場所 健診センター

対象 15歳以上40歳未満（今年度中に40歳になる人は対象外）の泉佐野市国民健康保険加入者

※妊娠中の人は対象外

定員 各時間10人（先着順）

自己負担金 1,000円

申込

①・②：7月7日（月）～30日（水）（日曜日、祝日除く）

③：9月3日（水）～29日（月）（日曜日、祝日除く）

に電話（☎0120-188-489）で。右記の二次元コード（<https://www.aitel-reservation.jp/izumisanocity-osaka/>）からも申込可

※申込後の変更、キャンセルも上記申込先で受付となります。

問合せ先

● 国保年金課

● 健康推進課（一時保育〔事前予約制・先着順〕は若年者基本健診申込後に健康推進課で受付します）

※詳しくは問い合わせてください。

子宮がん検診（頸部のみ・自己負担金800円・各時間4人）も同時に受診できます。



▲さのテル

| 健診日 | 時間 |
|--------------------------------------|-------------|
| ①8月24日（日） ②8月25日（月） ③10月27日（月） | 9:00～9:15 |
| | 9:15～9:30 |
| | 9:30～9:45 |
| | 9:45～10:00 |
| | 10:00～10:15 |
| | 10:15～10:30 |
| | 10:30～10:45 |
| | 10:45～11:00 |
| | 11:00～11:15 |
| | 11:15～11:30 |

広告

介護保険

問合先 介護保険課

第1号被保険者

介護保険料決定通知書

を送付します

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料については、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書を送付します。令和6年に支給された老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、所得基準の一部について、80万円から80万9千円に基準所得金額が見直されました。

■介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定するため、4月～6月までの間を仮徴収期間といい、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収（年金からの差し引き）の場合は2月の介護保険料額と同額を納付いただきます。この期間の介護保険料額と今回送付する介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額（年間保険料額）と

保険料額（年額）

| 段階 | 対象者 | 基準額に対する割合（倍） | 保険料（円） | |
|-----------|---|-------------------|--------|---------|
| 本人が住民税非課税 | 1 生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者および本人の前年合計所得+課税年金収入が80万9千円以下の人 | 0.285 | 23,906 | |
| | 2 世帯全員が住民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人 | 0.485 | 40,682 | |
| | 3 世帯全員が住民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円を超える人 | 0.685 | 57,458 | |
| | 4 世帯に住民税課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万9千円以下の人 | 0.9 | 75,492 | |
| | 5 世帯に住民税課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万9千円を超える人 | 基準額 | 83,880 | |
| 本人が住民税課税 | 前年の合計所得金額が | 6 120万円未満 | 1.2 | 100,656 |
| | | 7 120万円以上210万円未満 | 1.3 | 109,044 |
| | | 8 210万円以上320万円未満 | 1.5 | 125,820 |
| | | 9 320万円以上420万円未満 | 1.7 | 142,596 |
| | | 10 420万円以上520万円未満 | 1.9 | 159,372 |
| | | 11 520万円以上620万円未満 | 2.1 | 176,148 |
| | | 12 620万円以上720万円未満 | 2.3 | 192,924 |
| | | 13 720万円以上 | 2.4 | 201,312 |

の差額を7月～来年3月に納付いただくこととなります。

■**介護保険料の減免等の制度**

災害などで一時的に収入が減り少なくなった場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。また、市では生活に困窮している世帯（生活保護を受けている世帯は除く）に対して、下記条件の全てに該当する場合、介護保険料の一部を減額する制度を定めています。

- 減免条件**
- 被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の年間収入合計額が次の額以下であること
 - ・ 一人世帯…108万円
 - ・ 二人世帯…162万円
 - ・ 三人世帯…216万円
 - 以降世帯人員が一人増えることに54万円を加算
 - 誰からも扶養を受けていない
 - 活用できる資産がない
 - 世帯全員の銀行預金、国債、地方債、その他の金融資産の元

介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護認定を受けられている人へ、昨年中の所得状況・世帯状況をもとに負担割合を決定し、7月下旬頃に各個人に負担割合証を送付します。介護保険のサービスを利用するときは、介護保険被保険者証とともに介護保険負担割合証が必要です。

【利用者負担の割合】 サービスを利用したときは、実際にかかるサービス費用の1割、2割、または3割を負担します。

| | |
|----|--|
| 3割 | ①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=340万円以上、2人以上世帯=463万円以上 |
| 2割 | 3割以外で③④の両方に該当する人 ③本人の合計所得金額が160万円以上 ④同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯=280万円以上、2人以上世帯=346万円以上 |
| 1割 | 上記以外の人 |

本の合計金額が350万円を超えない

● 被保険者に介護保険料の滞納がない

減免内容は、申請月以降の介護保険料を通知書記載の所得段階から1段階下の所得段階保険料額に減額します。（8月以降の申請の場合は月割計算となります。）減免を受けるには、減免申請書や資産調査のための承諾書（家族全員分）などを提出し、審査を受ける必要があります。詳しくは問い合わせてください。

■保険料の納付は納期限までに

保険料を納期限までに納付しない場合には、本来納付する保険料額に加えて、督促手数料（80円）や延滞金が増算され、あわせて納付しなければなりません。

せん。また、介護認定を受けて介護サービスを利用する場合は、納付している人との公平性を保つために、納付していない期間に応じて「給付制限」措置を行うことになり、介護サービスを利用した際の一部負担金が通常より高くなったり、高額介護サービス等の利用ができないう期間が生じたりします。安心して介護サービスを利用するためにも、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

普通徴収の人は

□座振替のご利用を

□座振替を利用すると毎月金融機関で納付する手間も省け、たいへん便利です。家族の□座でも申込ができますので利用してください。

国民年金

問合先 国保年金課

国民年金保険料

令和7年度申請免除・

納付猶予の申請受付

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除（猶予の場合は全額猶予）」、「一部免除（一部納付）」されます。毎年申請が必要ですが、前回申請の際に来年以降の継続申請を希望し、全額免除もしくは納付猶予の承認を受けた人は、不要です。

■対象

対象期間 7月～来年6月分

※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合、その期間も申請できません。

所得審査対象 申請者本人、配偶者および世帯主（納付猶予の場合には本人、配偶者のみ）

※学生納付特例の適用が可能な期間がある場合、その期間は学生納付特例が優先されます。また、任意加入の人は申請免除・納付猶予の対象外です。

■申請方法

受付 7月1日(火)以降に、市役

所1階国保年金課窓口

必要なもの 個人番号（通知カードの場合には本人確認書類も必要）もしくは基礎年金番号が確認できるもの

※失業を理由として免除申請を行う場合、別に証明書等が必要です。また、マイナポータルを利用した電子申請もできますので、活用してください。

■承認を受けた期間は：

- 年金を受け取るために必要な期間に含まれます
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件にも対応します
- 年金額算定の際、申請免除の場合には保険料を全額納めた場合の期間と比べ、次の表のとおり計算されます。なお納付猶予の場合、年金額の計算に含みません。

| 種類 | 年金額 | |
|------|------------------------------|-----|
| 全額免除 | 1/2 | |
| 一部免除 | 4分の1納付 (一部納付額 4,380円) | 5/8 |
| | 2分の1納付 (一部納付額 8,760円) | 3/4 |
| | 4分の3納付 (一部納付額 13,130円) | 7/8 |

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

■保険料の追納

免除（一部免除は納付済期間）・納付猶予承認期間の年金保険料は承認を受けた月以降10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



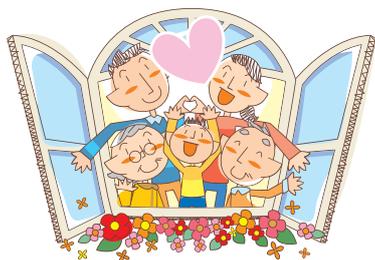
わたしとみんなの

年金ポータルを

利用してください！

わたしとみんなの年金ポータルは、年金に関する情報をインターネット上で容易に探すために、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

このポータルサイトでは自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みなど、よくある年金制度の疑問をQ&A形式で説明し、具体的な内容を掲載しているページに案内するものです。専門用語をできるだけ使用せず、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入口」として利用できます。



▶わたしとみんなの年金ポータル



的な仕組みなど、よくある年金制度の疑問をQ&A形式で説明し、具体的な内容を掲載しているページに案内するものです。専門用語をできるだけ使用せず、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入口」として利用できます。

広告

後期高齢者医療制度

問合せ
 ●大阪府後期高齢者医療広域連合（保険料：☎06・4790・2028、給付事務：☎06・4790・2031）
 ●国保年金課

後期高齢者医療

資格確認書を発行

新しい資格確認書（桃色）は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和8年7月31日（金）までとなっております。新しい資格確認書は、届いたときから使用できます。また、現在お持ちの被保険者証または資格確認書（薄緑色）の有効期限は7月31日（木）までとなっております、それ以後は使用できませんので、新しい資格確認書が届きましたら、破棄するか、国保年金課窓口へ返却してください。

資格確認書

新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合などの券面記載に変更があった場合は、「資格確認書」を交付します。病院などで医療を受けるときは、窓口で提示してください。

■限度区分

●令和6年12月1日以前に「限度額適用認定証」「限度額適用標準負担額減額認定証」をお持ちの人の、および令和6年12月2日以降に併記申請をされた人には、自動的に限度区分が併記されません。

●新たに併記を希望する場合は申請が必要です。必要な書類は本人確認ができるものです。

■臓器提供の意思表示

資格確認書裏面で臓器提供の意思表示ができます。



医療機関等の窓口での負担割合

医療機関での負担割合は、一般所得者、住民税非課税世帯の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の人は3割となります。負担割合は、4月～7月までは前年度、8月～来年3月までは当該年度の住民税課税所得（各種所得控除後

の所得額）を用いて判定します。※当該年度による判定は毎年8月1日に行われます。また、有効期限内でも、世帯の状況や所得の更正等により、負担割合が変わることがあり、後日、差額の2割もしくは1割相当額の請求、または、還付をさせていただきます。

●3割負担
 同一世帯に令和7年度の住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が145万円以上の被保険者がいる場合
 ※この世帯に属する被保険者は、個人の令和7年度の住民税が課税される所得額（各種所得控除後の所得額）が、145万円未満であっても3割負担となります。

●2割負担
 ●3割負担に該当せず、同一世帯に令和7年度の住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が28万円以上の被保険者がいる場合で以下に該当する場合
 ・同一世帯に被保険者が一人の場合
 「年金収入（注1）+その他の合計所得金額（注2）」が200万円以上の場合

・同一世帯に被保険者が複数いる場合
 「年金収入（注1）+その他の合計所得金額（注2）」の合計が320万円以上の場合

■1割負担

●3割負担または2割負担に該当しない場合
 ※住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が145万円以上の場合でも、同一世帯の被保険者（注3）の賦課のものと異なる所得金額（注4）の合計額が210万円以下の場合には3割負担ではない判定となります。

（注1）：「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
 （注2）：「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
 （注3）：昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびこの人と同じ世帯に属する被保険者が対象になります。

（注4）：賦課のものと異なる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）また、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。（例：前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円）
 ※令和4年10月1日～令和7年9月30日までの間に窓口負担割合が1割から2割となる人には、月々の外来医療の負担増加額が3,000円までとなる配慮措置があります。

3割負担と判定された場合でも、要件に該当する人は、国保年金課窓口へ申請（後期高齢者医療基準収入額適用申請）することで、申請した月の翌月から、2割負担または1割負担に変更できる場合があります。
 ※詳しくは資格確認書に同封のしおりをご覧ください。お問い合わせください。

